清水町告示第10号

　清水町補助金等交付規則（昭和62年規則第１号）第22条の規定に基づき、清水町地域未来牽引事業費補助金交付要綱を次のように定める。

　　平成31年２月13日

清水町長　山本　博保

　　　清水町地域未来牽引事業費補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　町長は、産業の高度化及び活性化を図るため、地域未来牽引事業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、清水町補助金等交付規則（昭和62年規則第１号）及びこの要綱の定めるところによる。

　（定義）

第２条　この要綱において、地域未来牽引事業とは、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づく地域経済牽引事業の担い手として経済産業省によって選定された事業者が、町内において当該業務の拡大等のための施設を、新築又は増築（以下「設置」という。）する事業をいう。

　（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

　⑴　町内に本社又は事業所等を有する事業者であること。

　⑵　造成済の用地に係る権原の取得（以下「用地の取得」という。）をした場合にあっては取得後３年以内又は当該事業の着手の日から２年以内に、未造成の用地の取得をした場合にあっては取得後５年以内又は当該事業の着手の日から２年以内に設置した施設において業務を開始する者であること。

２　次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除くものとする。

　⑴　町税等の滞納がある者

　⑵　事業実施に際し、十分な資金がない者又は資金の調達が見込めない者

　⑶　風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業を営む者

　⑷　暴力団による不正な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条に定める者又はその他の反社会的勢力である者

　（補助の対象及び補助率）

第４条　補助の対象は、事業に要する経費のうち、専ら生産、研究開発、流通加工等又は事務の用に供する部分及び事業継続（災害時において工場等の従業員の安全を確保するとともに、工場等における事業の円滑な継続を図ることをいう。）のために必要な部分の建設に要するものとする。

　２　補助率は、前項に掲げる経費の７パーセント以内とし、1,500万円を上限とする。

　（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、事業を開始する日の属する年度の２月末日までに、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

⑴　清水町地域未来牽引事業費補助金交付申請書（様式第１号）

⑵　事業計画書（様式第２号）

⑶　収支予算書（様式第３号）

⑷　その他町長が必要とする書類

（交付条件）

第６条　次の各号に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

⑴　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告して、その指示を受けなければならない。

⑵　補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管しなければならない。

（変更申請）

第７条　補助事業に要する経費の配分の変更、補助事業の中止又は廃止をする場合には、次の各号に掲げる書類を事前に町長に提出しなければならない。

⑴　事業計画変更承認申請書（様式第４号）

⑵　変更事業計画書（様式第２号）

⑶　変更収支予算書（様式第３号）

⑷　その他町長が必要とする書類

（実績報告）

第８条　補助事業の実績報告は、設置した施設において業務を開始した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の４月10日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

　⑴　実績報告書（様式第５号）

　⑵　事業実績書（様式第２号）

　⑶　収支決算書（様式第３号）

　⑷　配置図（平面図及び立体図を含む。）

　⑸　土地の登記事項証明書の写し

　⑹　売買契約書その他の土地及び建物を使用する権原を取得したことを証する書面の写し

　⑺　工事請負契約書の写し

　⑻　その他町長が必要とする書類

　（請求の手続）

第９条　補助金の請求は、補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに請求書（様式第６号）を町長に提出しなければならない。

　（委任）

第10条　この要綱に定めるもののほか、清水町地域未来牽引事業費補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

この告示は、公示の日から施行する。